胸腹部臓器の障害に係るアフターケアについての検討報告書(抜粋) (平成17年12月12日「労災医療専門家会議報告書」)

1 尿路系障害における「腎機能検査」の取扱い

従来の「腎機能検査」には、腎クリアランスやPSPの検査が認められているが、当該検査は、実施頻度が低く、血中の尿素窒素量等の確認が重要であることから、「血液一般・生化学検査」に包括することが適当である。

2 尿路系障害における「尿培養検査」の取扱い

現行の尿道狭さくに係るアフターケアの対象者も含め、残尿のため起炎菌が 排除できず上部尿路感染を起こす危険があるため、尿検査には「尿培養検査も 含む」と明記することが適当である。

3 呼吸器障害における「炎症反応 (CRP)」の取扱い

気道感染や肺炎等の有無や程度を診断するため、「血液一般・炎症反応(CRPを含む。)・生化学検査」を1年に2回程度実施することが適当である。